

住宅の改修費を  
給付します

## 弘前市重度知的障がい者・重度精神障がい者 住宅改修費給付事業

在宅の重度知的障がい者（児）または、在宅の重度精神障がい者（児）（以下、障がい者という）に対して、日常生活上の負担軽減を図るための住宅改修費を給付します。

▼対象 愛護手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を所持し、他の住宅改修制度を利用できない市民

※障がいのある人または世帯員のいずれかが、市民税所得割額が46万円以上の場合を除く。

▼給付額 基準額（上限額）20万円または実際の改修費のいずれか低い額（原則、1割の自己負担あり）

※給付は1回限りで施工業者に直接支払われます。

▼住宅改修の範囲 手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便所等への便器の取り替え、床材のクッション素材または汚れが拭き取りやすいものへの

貼り替え、壁のクッション素材または防音効果のある素材への貼り替え、二重窓の設置、その他障がい者の在宅生活のために必要な工事

※新築、増改築は不可／令和6年度内に完了する住宅改修工事に限る。

▼申請方法 申請書に必要事項を記入の上、住宅改修の見積書、見取り図、写真などを添えて障がい福祉課（市役所1階）へ提出を。

※改修前に申請が必要です／申請書は障がい福祉課で配布しています／申請後に現地調査を受ける必要があります。

▼受付期間 随時受け付け。予算が無くなり次第終了しますので、申請が可能か事前にお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 障がい福祉課障がい者医療・給付係（☎40-7036）



差別の解消を  
目指しましょう

## 障害者差別解消法の改正について

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指し、障がいを理由とする差別の解消を目指す法律です。

法律では行政機関や民間事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことは全ての人に求められる責務です。

令和6年4月1日より、合理的配慮の提供が義務化されました。

一人一人が障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な差別に気づき、解消していけるよう、皆様のご協力をお願いします。

■問い合わせ先 障がい福祉課（☎40-7036）

	行政機関等	事業者
<b>不当な差別的取り扱い</b> 例…車いすでの入店を拒否する、障がいを理由に習い事の入会やアパートの入居を断る等	<b>禁止</b>	<b>禁止</b>
<b>合理的配慮の提供</b> 例…店内を車いすの人も利用できるように配置変更する、商業施設にあるフロアガイドにだれでもわかりやすいようにふりがなをつける等	<b>義務</b>	<b>努力義務 ⇒義務</b>

## 山火事に注意！

火の不始末をしないよう、次の①～③に注意しましょう。

■問い合わせ先 農村整備課林務係（☎40-2015）

- ① 枯葉など燃えやすいものがある場所で、たき火をしない
- ② 風が強いときは、火気の使用を控える
- ③ たき火やたばこの火は確実に消し、吸い殻の投げ捨てもしない

農作業に  
従事しませんか

## 農作業従事者の募集

弘前市、JA つがる弘前、JA 相馬村およびJA 津軽みらいの無料職業紹介所では、りんご生産等の作業に従事したい人を募集しています。

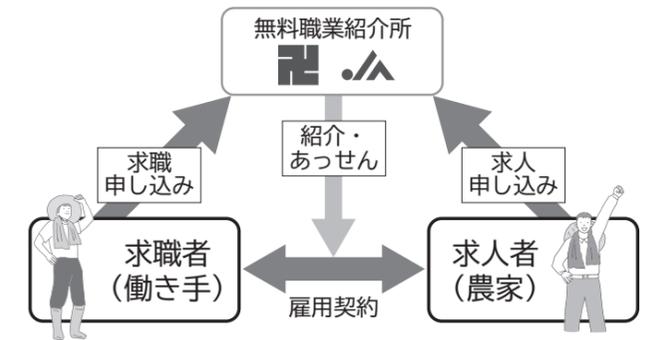
▼作業期間と時間 5月～7月中旬、8月下旬～11月の原則、午前8時～午後5時（休憩含む、時間外勤務なし、半日や短時間などの相談も可能）

▼作業内容 りんご生産の作業（摘花、摘果、袋掛け、葉取り、収穫）、田植え、稲刈りなど

▼対象 園地まで通勤可能な人

▼賃金 求人者との話し合いで決定（県最低賃金時給898円以上）

▼採用方法 面談による選考



■問い合わせ先 下表の各無料職業紹介所へ問い合わせを。

無料職業紹介所	所在地	電話番号
弘前市農業無料職業紹介所（農政課内）	上白銀町1の1、市役所3階	☎40-7102
JA つがる弘前農作業従事者無料職業紹介所	五代字早稲田509の1	☎82-1052
JA 相馬村農作業従事者無料職業紹介所	五所字野沢23の1	☎84-3215
JA 津軽みらい石川グリーンセンター	石川字家岸45の3	☎92-3311

※開設時間はいずれも平日の午前8時30分～午後5時（年末年始を除く）。

調査にご協力  
ください

## 地籍調査～「地籍」は土地の「戸籍」です～

地籍調査は、土地登記の単位である「筆（ふで）」ごとに、所有者・地番・地目および境界の調査と測量を行い、「地籍図」や「地籍簿」を作製する事業です。皆さんの財産である土地の保全のため、調査にご協力をお願いします。

▼令和6年度地籍調査実施予定地 清野袋1丁目の一部、清野袋2丁目、清野袋3丁目の一部

▼土地所有者へのお願い

○立ち会いを円滑に行うため、事前に土地境界の位置を確認してください。

○立ち会いの通知は登記名義人に送付しますので、売買などにより登記が済んでいない場合は、早めに登記手続きをしてください。

■問い合わせ先 資産税課地籍調査係（☎40-3632）

### 地籍調査の進め方

5月下旬	事業説明会…令和6年度地籍対象地区の土地所有者に地元の集会所で地籍調査の概要を説明。
6月中旬～7月	現地調査開始 ・立会通知書（はがき）の送付…現地調査の対象地や立会日時をお知らせ ・現地調査当日…立会通知書（はがき）に記載された対象地を調査（本人が立ち会いできない場合は、代理人を選任してください）
8月以降	測量を行い、地籍図・地籍簿を作製
翌年2月中旬	作製した地籍図・地籍簿の閲覧…地元の集会所と市資産税課で20日間実施予定（本人または代理人の確認が必要） ↓ 閲覧の結果、異議がなければ県の認証を経て法務局へ ↓ 調査結果に基づき登記簿を訂正…地籍図は公図として法務局に備え付け